

カーセキュリティシステム評価委員会規約

(目的)

第1条 本委員会は、法令情報の収集、発信およびカーセキュリティシステムの防犯性能評価制度の制定・試験等の活動を通じて粗悪品や法令違反品を排除するとともに、盗難防止効果が高いと認められる製品を選別し、自動車盗難の防止と消費者の保護に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会の名称は「カーセキュリティシステム評価委員会」とする。

(組織)

第3条 本委員会の会員は、カーセキュリティ研究機構(以下CSRI)から選出された会員で構成する。

2. 本委員会の会員の互選により委員長1名、副委員長2名までおよび主任試験官2名までを定める。
3. 委員長は本委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(委員会の招集)

第5条 本委員会は委員長が必要と認めたとき又は会員過半数の要請があったとき、これを招集する。

(定足数)

第6条 本委員会は委員の過半数の出席をもって有効とする。なお、代理出席者は会員と同様に扱うものとする。

(議事)

第7条 本委員会では、必要に応じて以下に関する議事を行う。

- a. カーセキュリティシステムの防犯性能評価基準の制定
- b. カーセキュリティシステムの防犯性能評価試験の実施
- c. 法令情報、製品情報の収集
- d. 技術研修会・講演・セミナー等の啓蒙活動
- e. 違法品の排除および消費者保護に関する事項
- f. その他本事業に資する活動

(事務局)

第8条 本委員会の事務局はカーセキュリティ研究機構内に置く。

附 則

本委員会の運営に関する細部事項は別にこれを定める。

本規約は必要に応じて委員会の承認を経て改訂できるものとする。

本規約は、令和8年1月1日より施行する。